

邑楽町告示第161号

平成28年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月31日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成28年9月6日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（13名）

1 番	黒 田 重 利	議員	2 番	大 賀 孝 訓	議員
3 番	瀬 山	登 議員	4 番	松 島 茂 喜	議員
5 番	塩 井 早 苗	議員	6 番	原	義 裕 議員
7 番	松 村	潤 議員	8 番	神 谷 長 平	議員
9 番	半 田	晴 議員	1 0 番	坂 井 孝 次	議員
1 1 番	大 野 貞 夫	議員	1 2 番	田部井 健 二	議員
1 4 番	小 島 幸 典	議員			

○不応招議員（なし）

平成28年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成28年9月6日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2 号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 8 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 9 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第39号 邑楽町税条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第40号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第41号 邑楽町小規模企業振興条例
- 第13 議案第42号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第47号 平成28年度邑楽町一般会計補正予算
- 第19 議案第48号 平成28年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第20 議案第49号 平成28年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第21 議案第50号 平成28年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第22 議案第51号 平成28年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第23 議案第52号 平成28年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第24 認定第 1 号 平成27年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 2 号 平成27年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 3 号 平成27年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 4 号 平成27年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 5 号 平成27年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第 6 号 平成27年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 3 0 認定第 7 号 平成 2 7 年度 邑楽町 水道事業 会計決算認定について

○出席議員（13名）

1 番	黒 田 重 利	議員	2 番	大 賀 孝 訓	議員
3 番	瀬 山	登 議員	4 番	松 島 茂 喜	議員
5 番	塩 井 早 苗	議員	6 番	原	義 裕 議員
7 番	松 村	潤 議員	8 番	神 谷 長 平	議員
9 番	半 田	晴 議員	10 番	坂 井 孝 次	議員
11 番	大 野 貞 夫	議員	12 番	田部井 健 二	議員
14 番	小 島 幸 典	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
大 拙	副 町 長
大 竹 喜 代 子	教 育 長
小 倉 章 利	総 務 課 長
橋 本 喜 久 雄	企 画 課 長
金 井 幸 男	税 務 課 長
久 保 田	住 民 課 長
橋 本 圭 司	安全安心課長
河 内	健康福祉課長
多 田 哲 夫	子ども支援課長
小 林	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長
森 戸 栄 一	商工振興課長
松 崎 嘉 雄	都市建設課長
山 崎 健 一 郎	会計管理者 兼会計課長
関 口 春 彦	学校教育課長
半 田 康 幸	生涯学習課長
増 尾 榮 一	監 査 委 員

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田 部 井	春 彦	事 務 局 長
石 原	光 浩	書 記

◎開会及び開議の宣告

○田部井健二議長 ただいまから平成28年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

◎諸般の報告

○田部井健二議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、邑楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○田部井健二議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において、瀬山登議員、松島茂喜議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○田部井健二議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から16日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 報告第2号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○田部井健二議長 日程第3、報告第2号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につ

いてを議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第2号 平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月10日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおりご報告申し上げます。

○田部井健二議長 報告の件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 以上で報告第2号については終わります。

◎日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○田部井健二議長 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている3名の委員のうち2名の委員が平成28年12月末日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字篠塚在住の青葉和明氏を、次期委員として引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○田部井健二議長 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている3名の委員のうち2名の委員が平成28年12月末日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字藤川在住の佐野桂彰氏を次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○田部井健二議長 日程第6、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを

議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の定数が3名から4名に1名増員されたことに伴い、平成29年1月1日から委嘱される委員候補者として、邑楽町大字中野在住の福島慶子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

○田部井健二議長 日程第7、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員の3名の委員のうち1名の委員が平成28年9月21日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字赤堀在住の中村紀雄氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

○田部井健二議長 日程第8、同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります邑楽町大字狸塚在住の黒澤幸男氏が平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、次期委員として引き続き同氏を任命いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○田部井健二議長 日程第9、同意第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に定める保護者である委員が、平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字藤川在住の中村郷志氏を次期委員として任命いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第39号 邑楽町税条例等の一部を改正する条例

○田部井健二議長 日程第10、議案第39号 邑楽町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 邑楽町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律などが公布されたことに伴い、邑楽町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、町民税における延滞金の計算期間等の見直し、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の創設、及び地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」の新設などの規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 邑楽町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第40号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○田部井健二議長 日程第11、議案第40号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が公布されたこと、及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の内容は、町民税において分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるための規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第41号 呂楽町小規模企業振興条例

○田部井健二議長 日程第12、議案第41号 呂楽町小規模企業振興条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 呂楽町小規模企業振興条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、小規模企業者を取り巻く環境は、人口減少や競争激化という構造変化に直面しており、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化や後継者不足等さまざまな問題を抱えております。このような現状や、平成26年に制定された小規模企業振興基本法の趣旨等を踏まえ、本町の小規模企業の振興を図るため、呂楽町小規模企業振興条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、商工振興課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 森戸商工振興課長。

〔森戸栄一商工振興課長登壇〕

○森戸栄一商工振興課長 呂楽町小規模企業振興条例の提案理由につきまして、補足説明させていただきます。

条文ごとに説明をいたします。第1条は、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町の経済の発展や町民生活の向上に寄与するという、この条例の目的を述べております。

第2条は、小規模企業者と小規模企業支援団体の定義を述べております。小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者で、おおむね常時使用する従業員の数が20人以下、商業またはサービス業については5人以下の事業者をいいます。また、小規模企業支援団体とは、呂楽町商工会その他小規模企業者の支援を目的とする団体をいいます。

第3条は、小規模企業の振興についての基本理念を3点に分けて述べています。小規模企業の振興は、第1に、小規模企業が町の経済及び社会の発展に重要な役割を果たしているという認識のもとに行われること。第2に、小規模事業者の自立的な経営及び相互の連携を促進することを旨として行われること。第3に、国、県、小規模企業支援団体等と連携・協働を推進し、活力を最大限に発揮し、事業の持続的な発展を図っていくこと。以上3点を基本理念としていくことを述べております。

第4条は、小規模企業者の努力目標として、自主的な経営改善、及び小規模企業支援団体への積極的な加入や、小規模企業支援団体が実施する事業への参加などを述べております。

第5条は、小規模企業支援団体の努力目標として、小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、町の振興施策に協力すること、さらに職員の資質の向上に努めることを述べております。

第6条は、町の責務として、小規模企業者及び小規模企業支援団体に対して、小規模企業の振興に係る必要な助言、情報の提供、財政上の措置を講ずること、さらに商工会が実施する事業に対し

て協力することなどを述べております。

第7条は、町民が小規模事業者の事業活動に理解を深め、その健全な発展に協力するよう、町民の努力と協力について述べています。

第8条は、小規模企業の活力の向上を図るため、町の基本的な施策を述べております。

以上、町の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供し、地域経済の安定や本町経済及び社会の発展に寄与している中小企業の振興について、町を挙げて取り組んでいくものでございます。

以上でございます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 所管ですので、町長に伺います。

この条例の制定につきましては、パブリックコメントを活用したということですが、所管の中でですね、委員会の中で伺ったところ、そのパブリックコメントに対しての応募といいましょうか、意見が1件もなかったということでもございました。そのことについて町長はどういったまた改善策を持っておられるのか、その点について、まずお伺いをします。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 1件もなかったということ、大変残念なことでありますが、やはり関係する、あるいは町民の皆さんの意見を徴して、そしてこういった形での条例化も含めていかなければならないというふうに思っておりますので、十分な啓蒙というのは行われたと思います。過日行われました商工会の総会の席でも、そのような考え方もお示ししたことがありますので、啓蒙は図られていると思いますが、今後より一層そういった意見聴取に参会をいただくように努めていきたいと、このように思います。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 十分な啓蒙が図られたということですが、私が知る範囲では1カ月もなかったと、その募集期間がですね、非常に募集期間短い、非常にそれはやはり改善していくところではないかなと思います。パブリックコメントを活用するということは、非常にこれは、せっかく制定したものですから、積極的にやっていただきたいというふうに思いますが、その期間をやはりもう少し十分にとっていただく、そういったことも必要かなと。そういうことを要望いたしまして、終わります。答弁は結構です。

○田部井健二議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 呂楽町小規模企業振興条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前10時32分 休憩〕

○田部井健二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時20分 再開〕

◎日程第13 議案第42号 呂楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例

○田部井健二議長 日程第13、議案第42号 呂楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 呂楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、今まで群馬県信用保証協会に対し出捐金を出すことにより、融資促進を図っていましたが、県信用保証協会が基本財産の増強に努めてきた結果、平成28年度から出捐金の要請を休止することになりましたので、附則に所要の規定を加えるとともに、条文の整理をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第43号 工事請負契約の締結について

○田部井健二議長 日程第14、議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町中央公民館建設工事（建築工事）を施工するため、去る7月1日条件付一般競争入札を執行した結果、徳川・河本邑楽町中央公民館建設工事（建築工事）特定建設工事共同企業体が10億1,520万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第43号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容につきましては、次のとおりでございます。工事名、邑楽町中央公民館建設工事（建築工事）。入札方法は条件付一般競争入札で、入札日は平成28年7月1日でございます。契約金額は10億1,520万円でございます。契約の相手方は、邑楽町大字赤堀1111番地、徳川・河本邑楽町中央公民館建設工事（建築工事）特定建設工事共同企業体、代表者は株式会社徳川組代表取締役、又野繁でございます。

工事場所は、邑楽町大字中野2569番地1ほかでございます。

工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建て、延べ床面積3,126.78平

方メートルでございます。

主な施設の形態は、ロビー、事務室、保育室、会議室（小・中）、調理室、軽運動室、音楽室、和室、ホール、ホワイエ、楽屋、倉庫その他でございます。

工期でございますが、平成30年4月30日までの予定でございます。

よろしくお願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第44号 工事請負契約の締結について

○田部井健二議長 日程第15、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町中央公民館建設工事（電気設備工事）を施工するため、去る7月1日指名競争入札を執行した結果、門倉テクノ株式会社が1億2,204万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第44号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容については、次のとおりでございます。工事名は、呂楽町中央公民館建設工事（電気設備工事）でございます。入札方法は指名競争入札で、入札日は平成28年7月1日ございました。契約金額は1億2,204万円でございます。契約の相手方は、前橋市下細井町501番地1、門倉テクノ株式会社代表取締役、門倉達朗でございます。

工事場所は、呂楽町大字中野2569番地1ほかでございます。

工事概要につきましては、電灯設備、電力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像音響設備、拡声設備、誘導支援設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、構内配電設備等でございます。

工期でございますが、議案第43号でご承認いただきました中央公民館建設工事（建築工事）と同様に、平成30年4月30日までの予定でございます。

よろしくお願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第45号 工事請負契約の締結について

○田部井健二議長 日程第16、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第45号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

呂楽町中央公民館建設工事（機械設備工事）を施工するため、去る7月1日指名競争入札を執行した結果、パナソニックE S ファシリティエンジニアリング株式会社が2億7,864万円で落札いた

しましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第45号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容については、次のとおりでございます。工事名、邑楽町中央公民館建設工事（機械設備工事）でございます。入札方法は指名競争入札で、入札日は平成28年7月1日でございます。契約金額は2億7,864万円でございます。契約の相手方は、前橋市古市町1丁目50番地の14、パナソニックESファシリティエンジニアリング株式会社代表取締役、宗田順一でございます。

工事場所は、邑楽町大字中野2569番地1ほかでございます。

工事概要につきましては、空調調和設備、換気設備、排煙設備、動力設備、衛生器具設備、給排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、雨水利用設備、屋外給排水設備等でございます。

工期でございますが、議案第43号でご承認いただきました中央公民館建設工事（建築工事）と同様に、平成30年4月30日までを予定してございます。

よろしくお願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第46号 工事請負契約の締結について

○田部井健二議長 日程第17、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第46号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町中央公民館建設工事（舞台設備工事）を施工するため、去る7月1日指名競争入札を執行した結果、三精テクノロジーズ株式会社東京支店が2億3,760万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第46号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容については、次のとおりでございます。工事名は、邑楽町中央公民館建設工事（舞台設備工事）でございます。入札方法は指名競争入札で、入札日は平成28年7月1日で行いました。契約金額は2億3,760万円でございます。契約の相手方は、東京都新宿区新宿4丁目3番17号、三精テクノロジーズ株式会社東京支店東京支店長、小野忠司でございます。

工事場所は、邑楽町大字中野2569番地1ほかでございます。

工事概要につきましては、舞台機構設備、これには舞台諸幕工事及び客席機構工事が含まれます。それから舞台照明設備、舞台音響設備等でございます。

工期でございますが、議案第43号でご承認いただきました中央公民館建設工事（建築工事）と同様に、平成30年4月30日までの予定でございます。

よろしく願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第47号 平成28年度呂楽町一般会計補正予算

○田部井健二議長 日程第18、議案第47号 平成28年度呂楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第47号 平成28年度呂楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,494万3,000円を追加し、予算の総額を91億2,932万3,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税4,000万円、地方特例交付金184万6,000円、地方交付税1億4,988万2,000円、分担金及び負担金286万4,000円、県支出金1,496万円、寄附金100万円、繰入金124万5,000円及び繰越金3億7,304万1,000円等の増額と、国庫支出金1,622万円及び町債2,370万円の減額であります。

歳出の主なものは、総務費3億5,188万4,000円、民生費2,054万4,000円、農林水産業費2,245万5,000円、商工費800万1,000円、消防費319万5,000円及び教育費2億817万6,000円等の増額と、衛生費4,476万6,000円及び土木費2,482万9,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 ページですと42ページになりますが、これは前回の6月議会の中での補正予算の中で私申し上げた経過がありますが、中央公民館の開館準備事業ということで計上されておりますが、この事業の財源が、国からの地方創生加速化交付金を特定財源とするということでの上程でございました。今回見てみますと、事業の組み替え等行われているということです。結果的に金額的には50万円減額、講演会等講師謝礼50万円減額、それから文化芸術講座等委託料ということで50万円増額ということですね。差し引きゼロということですが、この財源について、今申し上げました地方加速化交付金、これが交付決定されていると思われます。その結果については、もし仮に交付されない、また不採択という結果が出た場合には、町長のほうから説明をしていただけないというお約束を6月議会でした経過があると思います。この件について、さきに行われた全員協議会の中では何ら触れられていなかったということです。その点について町長のほうに説明を求めたいと思います。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 今のご質問の件につきましては、不採択ということになってしまったわけですが、それについては特に説明申し上げなくて、大変それは申しわけありませんでした。結果として不採択ではありますが、6月議会の補正予算の説明のときに、この事業については交付が受けられない場合でも町税を利用させていただいて実施をするということをお願いした経緯があります。その際、そのようなことについて説明をすべきだという話でありましたが、私もちょっとその辺忘れてしまいました。大変申しわけありません。そのような形でありますので、おわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 忘れるのは誰でもあるので、これは仕方ないなという部分ですが、大切な町費を今度は単費でやられるということですね。その旨伺っておりますが、歳入の部分についての組み替えというのは、恐らく12月議会までには行わなくては行けないと。我々議会は、6月議会で提案された特定財源は、あくまでも地方加速化交付金が交付されるという前提のもとでの審議でございました。当然その財源がなくなったということですから、それを単費でということですので、新たなこれは審議が必要になると。当然それに伴っての上程もされるということだと思いますが、国が認めなかったわけですので、当然それについては理由があると思います。どんな理由かというのは、なかなか国のほうも具体的に示されないというようなお話ですが、ただ国が認めなかったものをそのままの事業で今度は町費でやりたいということであっても、なかなか私たちもこれは「ああ、そうですか」というようなスムーズな審議にはならないのかなという認識でおります。ですから、その事業内容がどういった変更が、内容的にですね、多少変更を加えていただかないと、国がだめだった部分、国がだめだと言った部分の、その原因をしっかりと究明していただいて、その部分を補っていただく、そういったことが私は必要だというふうに思っております。ですから、町長には、町長が町費でやられるということですから、その理由をですね、現時点で結構ですから、その町費でやられる理由をお伺いしたいと思います。

○田部井健二議長 金子町長。

○金子正一町長 これ一つには、中央公民館が開設されるということを踏まえて、ここにも記載されておりますけれども、文化芸術について、特に事前にそれらのことを行うということでもありますので、これは言ってみれば、中央公民館が開設した、それがスムーズに町民の皆さんに文化芸術の面が施されていければよろしいということになりますので、そういった点の向上を図るために予算化をさせていただいたということです。残念ながら不採択になってしまいましたけれども、これについては、町民の皆さんにも十分これからこれらの事業を行うことによって理解いただけるように努力をしていくと、そのように考えております。

○田部井健二議長 松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 大変貴重な単費を充てるということですから、ほかの事業にそのことによってしわ寄せが来るということでは困るわけですね。それだけ貴重な財源を使うからには、やはりこの事業がこれだけ重要性があるのだというところをぜひお示しをしていただきたいと思います。

一つ事例を申し上げますが、神奈川県横須賀市というところがありますが、ここでは同じように地方創生加速化交付金、これが不採択になったということで、議会と執行側と大もめにもめまして、議会側が結果的にはその事業を廃止せよという決議案を提出して全会一致で可決したと、そういった自治体もあるようでございます。なかなか国が認めなかった事業を、では単費でということで、そのまま町議会もですね、この議会も、本議会もですね、認めるということになりますと、これ非常に疑問が残る結論になる。ですから、町長にも再三において先ほどもお願いをいたしました、この事業はですね、そもそも申請をした内容よりももう少し具体的に、これだけ町にとって必要なのだと、これから必ず単費でもってでもやらなければならないのだと、そういった理由づけを、今度歳入のほうの組み替えを行っていただくときにはお示しをいただきたいと思います要望いたしまして、終わります。答弁は結構です。

○田部井健二議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 平成28年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第48号 平成28年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○田部井健二議長 日程第19、議案第48号 平成28年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第48号 平成28年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,796万5,000円を追加し、予算の総額を38億2,152万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び繰越金を増額し、共同事業交付金及び繰入金を減額するものであります。

歳出については、総務費、保険給付費、保健事業費、基金積立金及び諸支出金を増額し、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等及び介護納付金を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 平成28年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第49号 平成28年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正
予算

○田部井健二議長 日程第20、議案第49号 平成28年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第49号 平成28年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万2,000円を追加し、予算の総額を2億2,633万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、諸収入及び繰越金の増額であり、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 平成28年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第50号 平成28年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○田部井健二議長 日程第21、議案第50号 平成28年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第50号 平成28年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,532万9,000円を追加し、予算の総額を19億5,445万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金の増額であります。

歳出については、総務費、積立金、地域支援事業費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 平成28年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第51号 平成28年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○田部井健二議長 日程第22、議案第51号 平成28年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第51号 平成28年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ539万9,000円を減額し、予算の総額を2億7,683万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額と繰入金の減額であり、歳出については、下水道費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 平成28年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第52号 平成28年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○田部井健二議長 日程第23、議案第52号 平成28年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第52号 平成28年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万9,000円を追加し、予算の総額を2億4,844万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額と繰入金の減額であり、歳出については、学校給食センター費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 平成28年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午後 零時 0 1 分 休憩〕

○田部井健二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1 時 0 0 分 再開〕

◎日程第 2 4 認定第 1 号 平成 2 7 年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第 3 0 認定第 7 号 平成 2 7 年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○田部井健二議長 日程第24、認定第 1 号 平成27年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第30、認定第 7 号 平成27年度邑楽町水道事業会計決算認定についてまでの 7 件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第 1 号 平成27年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号 平成27年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号 平成27年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号 平成27年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 平成27年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 平成27年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 7 号 平成27年度邑楽町水道事業会計決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度各会計決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、去る 8 月 2 日、3 日の 2 日間にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 次に、監査委員から報告を願います。

増尾監査委員。

〔増尾榮一監査委員登壇〕

○増尾榮一監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る 8 月 2 日と 3 日の 2 日間にわたりまして、関係課長の出席を

求め、小島監査委員とともに審査を行ったところでございます。その結果につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思いをします。

平成27年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成27年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、平成27年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成27年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1、審査期日 平成28年8月2日・3日

2、審査対象

- (1) 平成27年度邑楽町一般会計
- (2) 平成27年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 平成27年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
- (4) 平成27年度邑楽町介護保険特別会計
- (5) 平成27年度邑楽町下水道事業特別会計
- (6) 平成27年度邑楽町学校給食事業特別会計

3、審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	9,989,551,213円
歳出総額	9,482,814,036円
歳入歳出差引額	506,737,177円

平成27年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して6億4,721万円の増となりました。繰越金、町税、県支出金等が減少した一方、町債、地方消費税交付金、国庫支出金等が増加したことによります。町債の増加は、道路整備事業債が3,060万円、おうら中央多目的広場整備事業債が4,260万円、児童福祉施設整備事業債が8,090万円、小規模農道等整備事業債が4,860万円増加したこと、地方消費税交付金が2億241万円増加したこと、国庫支出金の増加は、循環型社会形成推進交付金が2,063万円、学校施設環境改善交付金（小学校）が4,615万円、地域住民生活等緊急支援交付金が前年度繰越分を含めて5,410万円増加したこと等によります。

町税収入は、前年度より8,025万円減の36億2,836万円であり、歳入総額に占める構成比は、前年度から3.4%減の36.3%となりました。なお、町税の不納欠損については、昨年度より306万円減の

1,319万円の処理が行われ、収入未済額も昨年度より若干少ない3億6,184万円余りとなっています。収納率について、現年課税分で見ると、平成25年度98.0%、平成26年度98.2%、平成27年度98.5%と推移しており、収納の努力は認められるが、もう一段の成果の向上を図ることが必要と考えます。

歳出においては、予算額98億7,524万円に対し、決算額は94億8,281万円で、執行率は96.0%となっております。前年度の執行率は95.3%であり、0.7%の増となっています。今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めたいと思います。

歳出総額は、昨年度と比較して5億6,040万円の増となっています。増加の主な要因は、北保育園改築事業3億400万円や町道整備国庫補助事業2億2,421万円などで、民生費が3億9,536万円、土木費が2億9,536万円増加したためです。

平成27年度の一般会計の概要については以上のとおりであり、実質単年度収支は黒字に転換しましたが、町税は再び落ち込み、公債費は増加に転じたままです。また、少子高齢化の進展により、今後も扶助費を中心に財政需要が増大していくと見込まれます。引き続き各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

(2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,904,809,708円
歳出総額	3,674,663,747円
歳入歳出差引額	230,145,961円

平成27年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、前年度と比較して184人(2.2%)減少しました。

歳入のうち国民健康保険税は7億7,956万円で、前年度比6.1%の減となっております。さらに、国民健康保険税の徴収率は、前年度より0.9%低下して72.0%となり、収入未済額も3億32万円余りと3億円を超えてしまいました。より一層の徴収強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

国庫支出金は、前年度比5.2%減の6億7,265万円であり、主な内訳としては、療養給付費等負担金が前年度比7.0%減の4億9,895万円、財政調整交付金が前年度比0.7%減の1億5,373万円となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金は、前年度比18.2%増の10億4,162万円、療養給付費交付金は、前年度比22.9%減の1億2,570万円となっています。共同事業交付金は、事業対象拡大もあり、4億4,609万円増える一方、拠出金も4億5,993万円増加しました。

一般会計繰入金は、前年度と比べて6.6%、1,456万円の増、繰越金は前年度比104.2%、4,703万円の増となっております。

歳出総額は、前年度比13.1%増であります。そのうち保険給付費は21億7,026万円で、総額の59.1%を占め、前年度比1.0%の増となっています。国民健康保険税が減少した上に保険給付費が増加し

ていることは、今後の不安要素となっています。

国民健康保険事業は、本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増大などから、今までにない厳しい状況が予想されるため、健全財政への条件整備が不可欠と思われます。

保健センターを中心に、現状の健康診断受診率をさらに大幅に向上させ、被保険者の健康増進に努めるとともに、医療費適正化の諸事業を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	224,024,340円
歳出総額	222,711,749円
歳入歳出差引額	1,312,591円

平成27年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは、加入者の保険料 1 億6,254万円と一般会計からの繰入金5,904万円であり、保険料の収納率は98.5%となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金であり、歳出全体の98.5%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっていますが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	1,845,138,004円
歳出総額	1,790,940,058円
歳入歳出差引額	54,197,946円

平成27年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、総額の26.7%を占めている介護保険料が前年度比16.4%の6,921万円増加しました。国庫支出金が前年度比0.6%増、支払基金交付金は前年度比1.1%減、県支出金は前年度比0.9%増、一般会計からの繰入金は前年度比1.0%の増、全体では4.5%の増でした。

歳出においては、保険給付費が総額の92.5%を占めており、前年度比2.6%、4,140万円の増となっています。居宅介護サービス給付費は5.5%、3,488万円の増となっていますが、介護予防サービス給付費は8.8%、566万円減となっています。平成27年度は第6期介護保険事業計画の初年度に当たりますが、地域包括支援センターを中心に介護予防事業を積極的に進め、要介護状態の軽減や悪化防止を図るため、各種事業を実施することを要望します。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	316,043,164円
歳出総額	287,811,380円

歳入歳出差引額 28,231,784円

平成27年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度比1.3%減であり、一般会計からの繰入金と使用料で総額の75.5%を占めております。

歳入の中で、下水道負担金の徴収率は、前年度から9.6%増加し、67.4%となりました。一方、下水道使用料の収入未済額は424万円と増加していますので、徴収率の向上に一層努力されるよう強く望みます。

歳出においては、下水道費が前年度比6.5%減となる一方、公債費が前年度比2.0%増となっており、総体的には前年度比2.6%減となっております。

下水道整備には多額の事業費を要します。これからは整備済みの管路等の維持補修経費の増加が予想されます。そのため、今後とも特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行うことを望みます。

(6) 学校給食事業特別会計

歳入総額 243,398,651円

歳出総額 235,768,588円

歳入歳出差引額 7,630,063円

平成27年度の学校給食事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは、給食費収入1億2,308万円と一般会計からの繰入金1億1,595万円であります。給食費の収納率は、毎年ほぼ100%で推移しましたので、今後とも収入未済なしを目指してほしいと思います。

歳出のうち学校給食費は2億440万円であり、そのうち62.9%を占める1億2,854万円が給食の材料に充てられる賄材料費です。

現在の学校給食センターは、平成23年度に建設され、年間50万4,673食数を提供しました。また、地場産農産物の使用も15品目4万552キログラムと品目が増加しております。給食センターの目標である「安全で安心して食べられるおいしい給食の提供」が十分達成できていることを期待しております。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成28年8月16日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾 榮 一

邑楽町監査委員 小島 幸典

平成27年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成27年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成28年8月3日
2. 審査対象 平成27年度邑楽町水道事業会計
3. 審査意見

水道事業収益	552,852,888円
水道事業費用	501,947,140円
税引前当期利益	50,905,748円

平成27年度の水道事業会計決算（消費税込み）は上のとおりであり、事業収益は前年度比4.3%増、事業費用は前年度比1.1%の減となっています。

建設改良工事は、配水管布設工事を重点的に1億8,704万円実施し、水の安定供給に努力されました。

事業収益は、給水人口は301名減少する一方で、料金に直接反映する有収水量が前年度比3.3%増加したため、営業収益が1,912万円増になるとともに、営業外収益は雑収益が353万円増になり、全体として2,265万円の増収となりました。その一方で、事業費用は、減価償却費の減等で533万円の減でした。

その結果、1立方メートルの収支がプラス4.9円の黒字となり、税引前当期利益は昨年度より2,798万円増の5,091万円となりました。今後の水道事業は、人口の減少による料金の減、施設の老朽化での更新費用の増加等で経営が厳しくなることが予想されることから、3市5町での水道事業広域化が図られ、経営規模の拡大の利点を生かした効率的、合理的な経営が図られることになりました。そのため、平成28年3月31日現在の資産、負債、資本すべて群馬東部水道企業団が承継することになりました。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他附属書類を審査し、関係諸帳簿、証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

平成28年8月16日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾榮一

邑楽町監査委員 小島幸典

以上で決算審査の報告を終わります。

○田部井健二議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております平成27年度各会計の決算認定の件につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

◎延会の宣告

○田部井健二議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会します。

大変お疲れさまでした。

〔午後 1時28分 延会〕